

日本国文部科学省とバルバドス文化スポーツ青少年省との間の スポーツにおける協力に関する協力覚書

日本国文部科学省とバルバドス文化スポーツ青少年省（以下、「両当事者」という）は、両国の国民の間で、友好を強化し、より良い相互理解を得るための手段としてのスポーツ分野における協力の重要性を考慮し、日本の東京で2020年に開催されるオリンピック、パラリンピックへの準備と参加を念頭に置きつつ、以下の共通認識に至った。

項目1 協力の目的

本協力に関する覚書（以下、「本覚書」という）は、相互主義、相互理解及び利益に基づき、両国の現行の法令に従って、両当事者の関係を強化し、両当事者間のスポーツ分野における協力を促進することを目的とする。

項目2 協力の分野

両当事者は、両国の政府関係者、国内競技団体、高等教育機関及びその他のスポーツ関連団体間における経験、技能、技術及び相互に関心がある情報の交換を以下の分野において促進する。

- － 全ての人々のためのスポーツ
- － 児童、青少年のスポーツ
- － エリート・スポーツ
- － 生涯スポーツ
- － 障がい者スポーツ

- － スポーツ科学とスポーツ医学
- － スポーツ技術と施設
- － スポーツにおけるアンチ・ドーピング
- － スポーツ・マネジメント
- － 学校体育

両当事者は、互いの同意により協力分野を広げることができる。

項目 3 実施

両当事者は、国内競技団体、高等教育機関、その他のスポーツ関連団体によるアスリート、コーチ及び専門家の交流及び講座、セミナー、シンポジウム及び会議の開催、並びにスポーツ協力のためのプログラムの開発を奨励する。

プログラムの開発の手續と実施期間は、それぞれの場合に応じて個別に決定される。

項目 4 財政事項

本覚書の枠組みの中で行われる協力活動にかかる経費を含む財政事項は、利用可能な財源の中で、個別の場合に応じて両当事者によって決定される。

項目 5 紛争解決

本覚書の解釈について生じる紛争や相違は、両当事者間での友好的な協議及び交渉によって解決される。

項目6 修正

本覚書は、両当事者の文書による同意によって修正することができる。このような修正は、両当事者によって決定された日をもって開始する。

項目7 開始、継続及び終了

本覚書の下での協力は、署名の日より開始し、5年間継続する。この期間の終了後は、一方の当事者が他方の当事者に対し、継続期間の終了の前に本覚書の下での協力を終了させる意思を書面により通知しない限り、引き続き5年間自動的に延長され続ける。

本覚書の下で決定されていた活動は、当事者の同意を前提として、かかる活動を追求するための活動が終了するまで、本覚書の終了に影響されない。

本覚書は、法的拘束力を有しない文書として、2018年3月19日にバルバドスにおいて、同等の価値を有する日本語版と英語版で署名される。解釈についての相違がある場合、英語の文書が優先する。

日本国文部科学省のために

バルバドス文化スポーツ青少年省のために

品田 光彦

スティーブン・ラシュリー

バルバドス駐箚日本国特命全権大使

バルバドス文化スポーツ青年省大臣